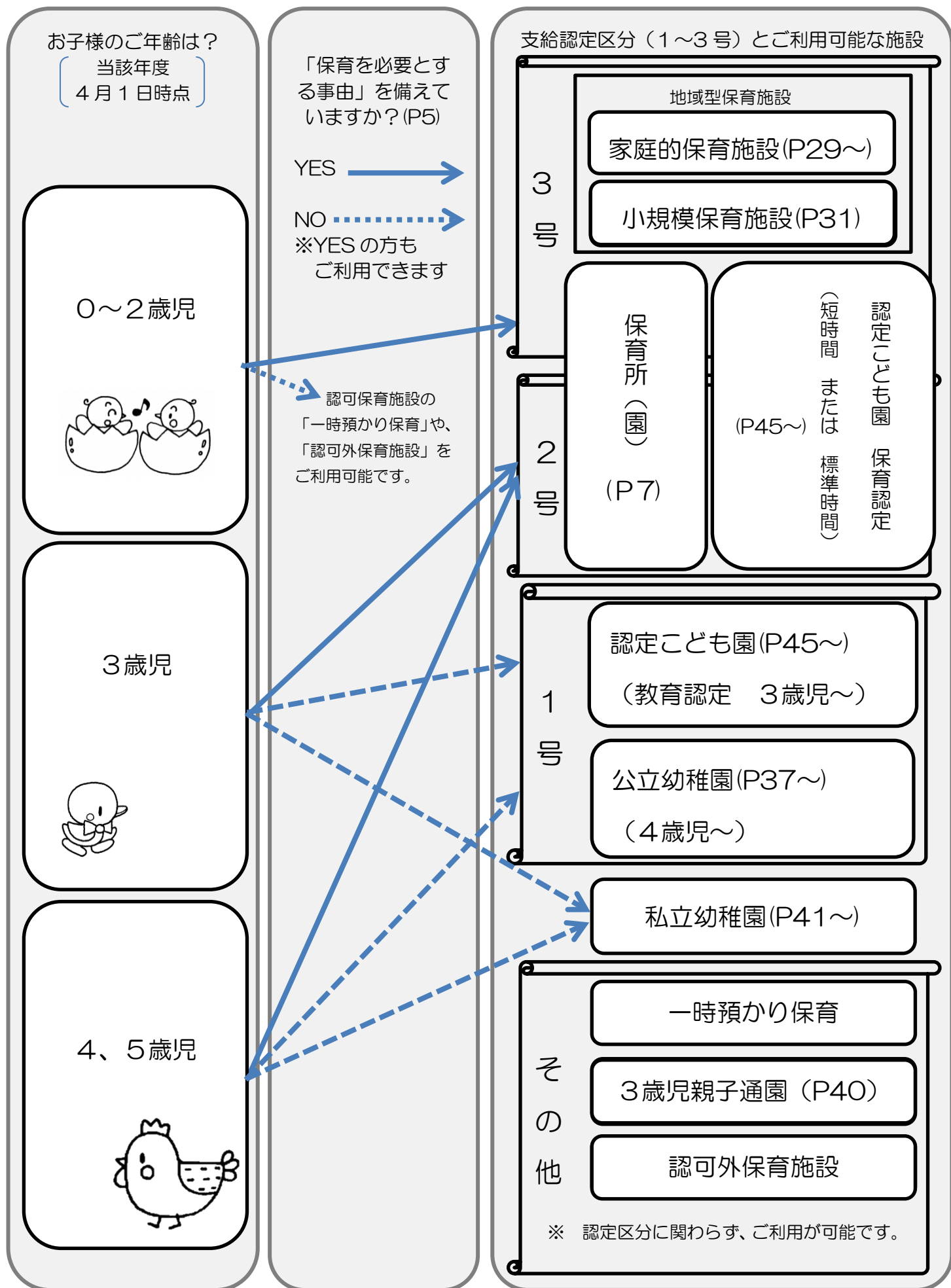


利用できる子育て支援施設・事業に関するご案内（草津市内）



各子育て支援施設・事業形態の特徴一覧

● 保育所（園）

保護者の就労等により、家庭で子どもを保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を行います。施設により受け入れ開始年齢が異なりますが、概ね0～5歳児の子どもが対象です。お昼ごはんは給食です。利用者負担額は、世帯の市民税の課税状況・子どもの年齢・保育時間により決定します。入所については、各施設および市役所隣さわやか保健センター2階幼児課で受付けています。

- ・保育時間（施設により開園・閉園時間が異なります）（延長保育も行っています）

短時間 平日・土曜 8時間（主に毎月の就労時間が60時間以上の世帯）

標準時間 平日・土曜 11時間（主に毎月の就労時間が120時間以上の世帯）

● 家庭的保育施設

保護者の就労等により、家庭で子どもを保育することができないと認められる場合に、市が認定した保育士資格を持つ者が、自宅の一室を利用して少人数での保育を行います。対象年齢は0歳6ヶ月～2歳児です。3歳児進級時には、連携保育所へ継続入所することができます。お昼ごはんは、お弁当を持参していただきます。保育短時間のみ利用となりますが、利用者負担額は保育所の概ね6割です。入所については保育所と同様です。

- ・保育時間（施設により開園・閉園時間が異なります。また、延長保育も行っています）

短時間 平日 8時間（主に毎月の就労時間が60時間以上の世帯）

● 小規模保育施設

保護者の就労等により、家庭で子どもを保育することができないと認められる場合に、市が認定した保育士資格を持つ者が、ビルの一角などを活用して6～19人の子どもを預かり、保育を行います。施設により受け入れ開始年齢が異なりますが、概ね0～2歳児の子どもが対象です。お昼ごはんは給食です。利用者負担額・入所については、保育所と同様です。

- ・保育時間（施設により開園・閉園時間が異なります）（延長保育も行っています）

短時間 平日・土曜 8時間（主に毎月の就労時間が60時間以上の世帯）

標準時間 平日・土曜 11時間（主に毎月の就労時間が120時間以上の世帯）



● 認定こども園

- **保育認定**：保護者の就労等により、家庭で子どもを保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を行います。施設により受け入れ開始年齢が異なりますが、概ね0～5歳児の子どもが対象です。お昼ごはんは給食です。利用者負担額は、保育所と同様です。入園についても、保育所と同様に、各施設および市役所1階幼児課で受け付けを行います。

- ・保育時間（施設により開園・閉園時間が異なります）（延長保育も行います）

短時間 平日・土曜 8時間（主に毎月の就労時間が60時間以上の世帯）

標準時間 平日・土曜 11時間（主に毎月の就労時間が120時間以上の世帯）

- **教育認定**：対象年齢は3～5歳児です。お昼ごはんは給食です。公立幼稚園と同様に長期休暇があります。入園については、各園で受け付けを行います。

教育時間 平日 8：30～14：30（預かり保育も行います）※14：00降園

※私立認定こども園は施設にお問い合わせください。

● 公立幼稚園

草津市に住民登録があれば、入園申請をしていただけますが、定員を超えた場合は抽選となります。対象年齢は4・5歳児です。お昼ごはんは、お弁当を持参していただきます。学年始・夏期・冬期・学年末に、長期休暇があります。利用者負担額は、世帯の市民税の課税状況・子どもの年齢・保育時間により決定します。入園については、各園で受付けています。

教育時間 平日 8：30～14：30 ※14：00降園

- **預かり保育**：実施園の在園児のうち、希望がある園児について、教育時間終了後や長期休暇中に預かり保育を実施しています。保護者が就労または疾病などにより、家庭において子どもを保育することができないと認められる必要があります。



● 私立幼稚園

対象年齢は満3～5歳児です（園によっては、2歳児からの受け入れを行っています）。入園手続きや保育料、入園料は園により異なります。詳細については、各園に直接お問い合わせ下さい。